

工作物石綿事前調査者講習の案内

(東京労働局長登録番号 石 13-19、登録の有効期間の満了日 2029 年 6 月 24 日)

一般社団法人日本ボイラ協会



兵庫支部

建築物、工作物、船舶の解体又は改修工事については、規模や請負金額に関わらず、工事対象となるすべての部材等に石綿が含まれていないか工事の前に調査を行う義務があります。(さらに、一定の規模・請負金額の工事にあつては、労働基準監督署への報告が必要となります。)

これまでは建築物等について建築物石綿含有建材調査者の講習を修了し試験に合格した者にその調査を行わせることが義務付けられていますが、以下の特定工作物等については、**2026 年 1 月 1 日から『工作物石綿事前調査者』の講習修了者にその調査を行わせることが必要**となります。

事前調査結果等の報告対象(特定工作物等)

- ・炉設備(反応槽, 加熱炉, ボイラー・压力容器, 焼却設備)
- ・電気設備(発電設備, 配電設備, 変電設備, 送電設備)
- ・配管及び貯蔵設備

当協会本部の会場で開催する講習映像と音声、ライブ配信により、サテライト方式にて行います。両日、講義終了後に本部会場の講師への質疑応答の時間を設けます。

1. 開催日・会場

- 第1回 2024 年 8 月 29 日(木)・30 日(金)〔終了後、修了考査 100 分〕
第2回 2024 年 12 月 12 日(木)・13 日(金)〔終了後、修了考査 100 分〕
第3回 2025 年 2 月 27 日(木)・28 日(金)〔終了後、修了考査 100 分〕

会場：兵庫県中央労働センター 神戸市中央区下山手通 6-3-28 TEL.078-341-2271 (開場 8:45)
定員：30 名

2. 講習科目

- | | |
|----------------------------|-------|
| 【1 日目】・工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1 | 1 時間 |
| ・工作物石綿事前調査に関する基礎知識 2 | 1 時間 |
| ・石綿使用に係る工作物図面調査 | 4 時間 |
| 【2 日目】・現場調査の実際と留意点 | 4 時間 |
| ・工作物石綿事前調査報告書の作成 | 1 時間 |
| (以上) | 11 時間 |
| ・実機での解説 | 30 分 |
| 【修了考査】 | 100 分 |

3. 受講料

- ◇一般：受講料 45,500 円+テキスト代 4,500 円+消費税 10% 合計 55,000 円(税込)
◇会員：受講料 45,500 円+テキスト代 3,000 円+消費税 10% 合計 53,350 円(税込)

参考◇修了考査再受験料：5,000 円+500 円(消費税 10%) 合計 5,500 円(税込)

4. 申込方法

- ◎受付期間 第1回：2024.7.29～2024.8.16
第2回：2024.10.1～2024.11.29
第3回：2025.1.6～2025.2.14

◎別紙の受講申込書(様式 1)に受講資格を証明する書類(別添様式 1-2 または、任意の様式でも可)を添え MAIL.FAX.または郵送でお送りください。受講資格・証明書類の例に関しては、別添によります。

◎受講資格を確認後に「受講資格確認通知書」を送付しますので、その受け取り後 1 週間以内に受講料のお振込みをお願いします。振込手数料はご負担ください。

◎受講料のお振込みの確認後、受講票とテキストを送付します。

◎送付先 〒650-0015 神戸市中央区多聞通 3-3-16 甲南第 1 ビル 10F
一般社団法人日本ボイラ協会兵庫支部

TEL.078-351-2118 FAX.078-351-2119 MAIL.jbanet.hyogo@iaa.itkeeper.ne.jp

5. 修了考査と再受験

遅刻や途中退席なく、全講習科目を受講した方には、修了考査（試験）を行います。試験時間は100分です。可否については修了考査から1週間以内にメールまたはお電話にてご連絡し、合格者には「修了証明書」を送付します。修了考査に不合格の場合、再受験の機会をご用意しています。再受験料は上記によります。

～詳細について～

- ① 受講申込書〔様式1〕と職務内容証明書〔様式1-2〕または受講資格を証明する書類〔任意のもの〕をお送りください。
- ② 追って、「受講資格確認通知書〔様式4〕」をお送りしますので、受講料、テキスト代を受領後1週間以内にお振込みください。振込手数料はご負担ください。
適格請求書を、様式4と併せて送らせていただきます。
受講資格を有することが確認できない場合、受講をお断りすることがあります。
- ③ 入金が確認できましたら、順次「受講票〔様式5〕」とテキストをお送りします。〔様式4.5〕に記載していますが、初日の朝の受付で、証明写真(縦3cm×横2.4cm)を提出いただきます。写真の裏面に必ず氏名をご記入ください。
- ④ 講習会の両日、本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカード、自動車運転免許証等、顔写真付きの証明書を必ずご持参ください。
- ⑤ 講習申し込みは定員に達した段階で、締め切らせていただきます。
- ⑥ 講習会場の有料駐車場には限りがあり、出来るだけ公共交通機関をご利用ください。
- ⑦ 通信トラブル等の事情で配信できなかった場合は、次回の日程に参加いただく等、対応させていただきます。
- ⑧ 個人情報の取扱いにあたっては、協会の規程に基づき適切な管理を行い、当講習実施業務の目的以外には使用しません。

特定工作物とは、工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高い物として厚生労働大臣が定める次に掲げるものをいう。

- ① 反応槽
- ② 加熱炉
- ③ ボイラー及び压力容器
- ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- ⑦ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ⑧ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- ⑨ 変電設備
- ⑩ 配電設備
- ⑪ 送電設備（ケーブルを含む。）
- ⑫ トンネルの天井板
- ⑬ プラットホームの上家
- ⑭ 遮音壁
- ⑮ 軽量盛土保護パネル
- ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い



工作物石綿事前調査者講習受講申込書

工作物

※支部使用欄

月 実 施 分	講習会場には、9：20までにご着席ください。	受講番号 ※
氏名は戸籍通りの文字で正確にご記入ください。(注)鉛筆書きは不可		当協会会員 ☐ はい ☐ いいえ

1	ふりがな			生 年 月 日
	受講者氏名			昭 和 平 成 年 月 日
	併記する旧姓 又は通称名	☐ 旧姓 ☐ 通称名		旧姓又は通称名を併記ご希望の場合は、併記する氏名を左記にご記入ください。 旧姓又は通称名が確認できる本人確認証明書の写しを添付してください。
	現住所 (ご自宅)	〒		受講者電話番号
	受講資格	石綿作業主任者技能講習修了者 ・ その他〔 〕		
2	ふりがな			生 年 月 日
	受講者氏名			昭 和 平 成 年 月 日
	併記する旧姓 又は通称名	☐ 旧姓 ☐ 通称名		旧姓又は通称名を併記ご希望の場合は、併記する氏名を左記にご記入ください。 旧姓又は通称名が確認できる本人確認証明書の写しを添付してください。
	現住所 (ご自宅)	〒		受講者電話番号
	受講資格	石綿作業主任者技能講習修了者 ・ その他〔 〕		
3	ふりがな			生 年 月 日
	受講者氏名			昭 和 平 成 年 月 日
	併記する旧姓 又は通称名	☐ 旧姓 ☐ 通称名		旧姓又は通称名を併記ご希望の場合は、併記する氏名を左記にご記入ください。 旧姓又は通称名が確認できる本人確認証明書の写しを添付してください。
	現住所 (ご自宅)	〒		受講者電話番号
	受講資格	石綿作業主任者技能講習修了者 ・ その他〔 〕		

事業所名	(記入は任意としますが会員確認のため、また請求書、領収証の発行のためご記入ください。)			
所在地	〒			
事業所連絡 窓口	申込担当者 部署		担当部署	
	申込担当者 氏名		電話番号	
	担当者メールアドレス：			
受講票送付先	☐ 現住所へ	(左記以外の場合) 〒		
	☐ 事業所へ			

※ボイラ協会の会員事業場に勤務されている以外の方は、非会員となります。(○印で選択ください。)

受講料 (消費税込) *1	50,050円			
講習用テキスト (消費税込) *2	非会員の方		会員事業所の方	
	4,950円		3,300円	
講習費用合計*1+*2	円			

☐ テキストを持参するから、購入しない。

※支部使用欄	連絡欄
受付日	
請求書発送日	
入金日	
受講票等発送日	

お願い

1. 銀行振込口座番号は次の通り、
お間違いのないようにお願いします。
三井住友銀行 神戸駅前支店
普通預金 口座番号 7810923

口座名義

一般社団法人
日本ボイラ協会 兵庫支部
TEL. 078-351-2118

※振込手数料はご負担ください。

職務内容証明書

様式1-2

(複数の会社での経験年数を合算する場合、会社ごとに1枚の証明書が必要になります。)

一般社団法人日本ボイラ協会

受講申請者氏名		
同現住所		
受講資格に該当する最終学歴 (注1) 学校名学科等	卒業証明書の写し(注2)を添付すること	
(注1) 別添「受講資格・証明書類の例」を参照 (注2) 工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者として受講資格がある場合は、卒業証明書の写しは不要となり、事業主による実務経験証明だけで可。		
職務内容(実務経験)証明 (注3)		
実績が1社の場合、1のみ記入	1	2
勤務先名(部課名)		
所在地		
在職期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
実績年月数	年 月	年 月
工作物に関する職務内容		
本受講申請者は、上欄の職務内容のとおり、工作物に関する実務経験を有することを証明します。 年 月 日		
所在地		
事業所名		
証明する責任者	役職名	
	氏名	 (サイン又は押印)

(注3) 受講資格として計上したい実務経験のある会社をすでに退職している場合は、原則として、その会社の現在の責任者による証明が必要になります。必要に応じ、上記の内容を記載する証明書を、必要な会社の数に応じた枚数だけ作成して、提出してください。

- 実務経験のある会社が既に存在していない場合でも、職務内容証明資格の取得に一定の実務経験年数が
 必要な公的な資格をお持ちの方については、その資格取得の前に、法定の実務経験があったとして、
 経験年数に加算できる場合があります。お申し込みの際に、資格証明書の写しを添えてご相談ください。

受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	(1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門学校、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	(1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上 の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する 職務内容証明書
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による 改正前 の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる 特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上の実務の経験 を有する者	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注) 5年以上 の職務内容証明書 (注) 工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※ (1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。